

# 学識者及び関係住民の意見とその対応について

◆令和元年7月23日に公表した肱川水系河川整備計画(中下流圏域)  
(変更原案)に対する意見とその対応 P2~

◆令和元年9月27日に公表した西予市野村地区における河川工事の内容を修正  
した変更原案(修正)に対する意見とその対応 P42~

令和元年10月30日  
国土交通省 四国地方整備局  
愛媛県

# 令和元年7月23日に公表した「肱川水系河川整備 計画(中下流圏域)(変更原案)」に対する意見とそ の対応

※頂いた意見のうち、変更原案の内容に係るものではない意見については、回答を差し控えさせて頂きます。

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-1

### 要旨

河川整備計画の推進

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>1日でも早く激特事業が完了できるよう、鋭意、国管理区間・県管理区間において堤防整備等を進めます。また、堤防整備等に伴う流下能力向上により可能となる各ダムの操作規則等の変更を行います。</p> <p>激特事業完了後においても、河川整備計画の目標の達成を目指し、鋭意、更なる河道整備を進めるとともに、山鳥坂ダムの建設及び各ダムの操作規則変更等により肱川の治水安全度を向上させます。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-2

### 要旨

整備の進め方 整備順序について 引堤・河道掘削による対応 小田川流域における洪水調節施設について  
河道整備の優先実施 野村ダムの改良 山鳥坂ダムの建設

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>肱川の堤防整備は、これまで上下流の治水バランスを確保しながら段階的に進めてきております。国管理区間では、現在実施中の小長浜地区、加世地区の無堤地区での堤防整備を優先し東大洲地区等の暫定堤防かさ上げ、県管理区間菅田地区の堤防整備等を段階的に進めていくこととあわせて、全川にわたり水位低下を図ることが可能となる山鳥坂ダムの建設を実施します。</p> <p>堤防等の整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観の保全等に努めるとともに、伝統工法の活用や他河川での事例も参考にしながら、河川環境の整備と保全の取組を推進していきます。</p> <p>また、堤防の整備等を実施してもなお、流下断面が不足する区間においては、河川環境に配慮しながら河道の掘削を実施するとともに、必要に応じて樹木の伐採を行います。内水対策については、必要に応じて検討し、対策を実施していきます。</p> <p>県管理区間においても、現在実施中の菅田地区の外、大川工区、宇和川工区及び野村地区の堤防整備等を、下流の国管理区間の整備の状況に応じて実施します。また、久米川においては、肱川との合流部の国管理区間の堤防かさ上げにあわせて、堤防のかさ上げを実施します。なお、小田川合流点から鹿野川ダム下流区間及び河辺川においては、必要に応じて堤防整備等を実施します。</p> <p>平成30年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるためには、河道を改修するとともに、ダムの建設と改良でダム下流に流れる洪水の流量を更に低減する必要があります。ダムの改良については、今後関係機関と協議して、各種調査、検討を行い、必要な対策を実施することとしています。小田川流域で洪水調節施設がなくても、平成30年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることは可能です。</p> <p>宇和町から明浜への導水（放水路設置）は、洪水量の低減効果は期待できるが、整備するための費用が非常に大きいこと、また海域環境への影響も大きいことが想定されるため、放水路整備は現実的ではありません。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-3

要旨		
野村地区の整備について	野村大橋（耐震対策等）について	三島橋について
四国地方整備局及び愛媛県の考え方		「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>野村大橋地点では、野村ダムからの放流量1,000m<sup>3</sup>/sとダム下流の支川からの流入量を合わせて1,300m<sup>3</sup>/sを流下できるよう河川整備を進めていくこととしています。</p> <p>野村地区の整備計画については、西予市の復興まちづくり計画の進展や社会情勢の変化を踏まえ、再度、計画内容について検討し、野村大橋架替、引堤及び河道掘削などによる河川整備を行うこととしております。具体的な施工範囲、構造及び施工方法については、今後詳細な調査をし、検討ができた段階でご説明したいと考えております。</p> <p>橋梁については、野村大橋は架替となるため、耐震性についても確保されることとなります。石久保橋は県が撤去することとしており、架替については道路管理者である西予市で検討中です。また、三島橋については、引堤に伴い延伸を検討しております。</p> <p>また、支川の整備については、今後、本川からの影響等の詳細な調査・検討を進め、必要に応じて対策を実施します。なお、整備後の河川内の土砂堆積状況については、パトロール等により把握に努め、必要に応じて土砂撤去を行っていきます。</p> <p>荷刺地区は、平成30年7月豪雨と同規模の洪水に対し、ダムによる洪水調節を行った流量において安全に流れることを確認しており、対策の予定はありません。</p> <p>横林地区の水害対策については河川整備計画に記載がありませんが、平成30年7月豪雨と同規模の洪水に対し、ダムの計画の容量内で安全に流れることを確認しており、対策の予定はありません。</p> <p>なお、河川整備計画で目標としている平成30年7月豪雨と同規模の洪水を上回る洪水の発生を想定して、各関係機関が洪水規模の被害情報について事前に共有するなど、ソフト対策の充実も推進することとしています。</p> <p>河川整備が完了しても、計画規模以上の降雨は起こりうるため、早めの避難をお願いします。</p>		-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-4

### 要旨

小田川合流点上流～河辺川合流点の区間の整備について

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
平成30年7月豪雨と同規模の洪水を安全に流すためには、宇和川工区（萩野尾地区）の流下能力が不足しているため整備を行うこととしています。それ以外の地区は、今後、調査・検討を進め必要に応じて対策を実施します。	-

## ◆頂いたご意見-5

### 要旨

小田川の整備について

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
小田川は、平成20年までに改修済みであり、流下能力を維持していくため、土砂の堆積状況を把握し、河床掘削を実施していくなど適切な維持管理を行います。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-6

要旨	
新谷・小貝地区の整備内容	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
説明資料P13の紫部分は橋を示しています。長浜大橋と大和橋は流下を阻害するため、改修を計画していましたが、これらは改修が完了しております。JR矢落川橋梁も今回の整備計画で架替を計画していますが、激特事業の5年間では架替できないため、その間は暫定的に陸閘門を造り対応することにしています。また、富士橋については撤去します。	-

## ◆頂いたご意見-7

要旨	
支川の整備について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
変更原案に記載の無い支川改修については、調査・検討を進め取り組んでいきます。国管理区間の下流部にも県管理の支川があるが、そこでは宅地のかさ上げなど、いろいろな対策を取り組んできています。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-8

要旨	
久米川の整備について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
久米川については、肱川本川の整備状況との整合を図りながら、堤防整備を行うこととしています。	-

## ◆頂いたご意見-9

要旨	
河川整備計画の資金的・人的見通し	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
河川整備に必要となる費用については、肱川における近10年間の予算額をもとに、整備計画対象期間（概ね30年間）において各河川整備計画メニューを実施することとした積上げにより算定しています。鋭意、激特事業完了後も予算確保に努めていきます。 なお、県管理区間において、既に整備計画に位置付けられている菅田地区等については、激特事業により堤防整備を集中的に進めることとしており、追加工区については、新規事業化により着実に事業を実施します。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-10

要旨	
工事中の水害対応	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
工事が完成していない区間では河川整備計画の目標流量が安全に流れないので、水位の周知等のソフト対策に取り組みます。	-

## ◆頂いたご意見-11

要旨	
車両等の緊急避難スペース、代替避難道路の確保	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
建設発生土等の活用や、応急的な避難スペースの確保等について検討を実施していきたい。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-12

要旨	
整備期間について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
河川整備計画は、概ね30年間の河川整備の実施に関する事項等を定めるものであり、予算状況が年度によって変化するため、個別事業の完了期日をお示しすることはできません。	-

## ◆頂いたご意見-13

要旨	
赤橋の整備について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
長浜大橋については、平成25年度に桁下が計画高水位以下となる左右岸側橋脚間の橋桁のかさ上げと橋長の継足し及び補修を実施しております。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-14

要旨	
整備後の河道について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
まずは、河川整備計画に記載された整備を着実に進めることに注力したいと考えております。整備計画の目標流量を超える洪水への対応は、水位の周知等のソフト対策に取り組みます。	-

## ◆頂いたご意見-15

要旨	
国土改造計画	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
肱川の治水、利水計画は、流域の約80%を占める山地の山林の存在を前提としており、今後とも、山林の保全を図っていくことは重要であると考えています。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-16

要旨	河川整備計画の対象圏域	「変更原案の修正案」記載ページ
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	P82「河川整備計画の対象圏域」において、赤線枠内はすべて計画対象圏域です。権現橋付近から野村ダム直下までの区間は、河川整備計画の対象区間です。	-

## ◆頂いたご意見-17

要旨	河川整備計画について
----	------------

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
肱川水系河川整備計画【中下流圏域】について、多くの方にご理解いただきやすいように、本文の冒頭に計画の位置付け等をまとめた内容を追加します。	はじめに	<p>はじめに</p> <p>◆計画の趣旨</p> <p>肱川は、古くから人々の生活が営まれ、肱川のもたらす肥沃な土壌を利用した農業を中心に発展し、近年では、大洲盆地に位置する大洲市東大洲地区の産業拠点地域としての発展等により、肱川流域及び南予地域の社会・経済、文化の基軸としての役割を担っている。</p> <p>肱川の河川整備にあたっては、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある生活周辺環境としての役割も期待され、地域の風土や文化の形成、動植物の生息・生育・繁殖環境の場等、多様な視点からの川づくりが求められている。</p> <p>このような肱川流域の自然、社会・経済、歴史、文化を踏まえ、安全・安心が持続でき、豊かな自然を次世代へ受け継ぐために、河川法第16条に基づき、平成15年10月に「肱川水系河川整備基本方針」を策定し、同法第16条の二に基づいて今後30年程度の間に実施する河川工事の目的、種類及び施行の場所等の具体的な事項を示す「肱川水系河川整備計画（中下流圏域）」を平成16年5月に定めた。</p> <p>しかしながら、計画に基づいて鋭意河川整備を進めてきたものの、平成16年、平成17年、平成23年において浸水被害が生じるとともに、平成30年7月の西日本豪雨においては戦後最大流量を記録し、流域全体で浸水面積約1,400ha、家屋浸水約3,000戸の被害が発生し、9名（土砂災害も含む）の方が亡くなられた。</p> <p>このような状況を鑑み、平成16年に定めた肱川水系河川整備計画を変更することとした。</p> <p>◆河川整備の基本理念</p> <p>本計画では、以下に示した3点を河川整備の基本理念とし、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関する施策を総合的に展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安全安心の確保</li> <li>戦後最大洪水と同規模の洪水を安全に流下させる</li> <li>●清流の復活</li> <li>正常流量の確保と自然な流れの回復</li> <li>●地域の風土と調和を図った河川整備</li> <li>河川景観や河川空間の利用に関する整備と保全、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等</li> </ul>

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-18

要旨	
維持管理について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
維持管理は、堤防点検や日常のパトロール等により現地状況の把握に努め、必要な場合には補修や修繕を行い、適切な維持管理を図っていきます。	-

## ◆頂いたご意見-19

要旨	
河川流速計の設置	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
河川の流量の観測については、浮子を使用した方法で実施しています。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-20

要旨		
二線堤について		
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
<p>東大洲地区の二線堤については、市道管理者である大洲市と協議を行い、遊水機能の維持等について検討していきます。なお、総合的な冠水被害軽減対策として、二線堤及び古川樋門を整備しており、これまでの治水事業として追記するよう修正します。</p>	P22 L5行目	平成16年5月に肱川水系河川整備計画を策定してからは、 <b>治水の上下流バランスを保つために設けた暫定堤防から越水し、氾濫した場合の東大洲地区の冠水被害を軽減する対策として、大洲市において二線堤（市道）を整備するとともに、国土交通省において氾濫水を迅速に排水する古川樋門を整備しました。</b> また、東大洲地区の暫定堤防をかさ上げするため、・・・・・

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-21

### 要旨

#### 洪水調節

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>野村ダム、鹿野川ダム、山鳥坂ダムの3ダムの洪水調節については、整備計画目標流量6,200m<sup>3</sup>/sに対し、1,600m<sup>3</sup>/sの調節を行う計画としています。</p> <p>なお、ダムの洪水調節効果は、流域面積のみで決まるものではなく、山鳥坂ダムのサイトが河辺川のピーク流量の8割以上をカット出来る容量を確保出来ることや、ダム地点の効果が大洲盆地にほぼ直接的に発揮されることなどの理由から、基準地点大洲で効果があるとしています。</p>	-

## ◆頂いたご意見-22

### 要旨

#### ダム操作規則について

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>鹿野川ダム改造に伴い、野村ダム・鹿野川ダムの操作規則を令和元年6月に変更しました。</p> <p>激特事業の進捗により河道の流下能力が向上した後には、河道整備に対応した鹿野川ダム、野村ダムの操作規則の変更を行うとともに、その後も山鳥坂ダムの建設等に併せて操作規則を変更し、段階的に治水効果を高めていきます。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-23

要旨			
河川・ダム情報等の周知 流域自治体との連携	ダムの放流状況の確認	防災情報の確実な周知	異常洪水時防災操作の危険性の周知
四国地方整備局及び愛媛県の考え方			「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>肱川では、平成30年7月洪水を受けて新たな取組の追加をはじめ内容を見直しした「水防災意識社会」再構築における「肱川の減災に係る取組方針」に基づき、ダム流入量や降雨量等の情報を一括して確認できるポータルサイトの開設を検討する予定です。</p> <p>西予CATVには、野村ダムの画像を提供し、視聴できるようになっています。また、ケーブルネットワーク西瀬戸には、同様に鹿野川ダム及び肱川橋等の画像を提供し、視聴できるよう対応を図って行く予定です。今後は、インターネットでもダムの放流状況を見れるように検討を進めていく予定です。</p> <p>防災情報の提供については、「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関する情報提供等に関する検証等の場」においてとりまとめられた「国・県による市の避難指示(緊急)等の発令や住民避難に結びつく情報提供」や「情報提供の意思決定をシステム的にできる体制の構築」など、関係機関と調整を図りながら対策を実施していきます。ダムの施設能力の限界について、今後も引き続き説明します。</p> <p>また、肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会において、関係機関が実施する対応策の進捗等の実施状況を共有しながら、より有効な情報提供等の対応を検討していきます。</p>			-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-24

要旨	
鹿野川ダムの事前放流	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
鹿野川ダムは、予備放流により洪水調節容量を2,390万m <sup>3</sup> を確保することとしています。鹿野川ダムの構造上、予備放流水位（EL. 76.3m）より下げることはできません。	-

## ◆頂いたご意見-25

要旨	
ダムからの越流	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
大量の洪水がダムに流入し、洪水調節容量を超えて貯留し、さらに水位が上昇してダムから越流した場合、ダム下流河川で急激な水量の増加になるだけでなく、ダム下流の減勢が効かなくなることや、ダムに流入してきた流れ木が一気に下流に流れ下るなど、ダム下流河川がより危険な状況となることから、ダムを越流させないよう異常洪水時防災操作を行います。 なお、鹿野川ダムにおいて平成7年7月洪水時に、ダムを越流したという事実はありません。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-26

要旨	
肱川町の安全性　　ダムの効果	「変更原案の修正案」 記載ページ
四国地方整備局及び愛媛県の考え方  鹿野川ダム及び山鳥坂ダムについては、洪水による被害を軽減するものであり、被害を助長するものではないことから、ダムの建設により、地区の安全性は向上します。 なお、計画規模を超える洪水が発生した場合には、ダムの下流において浸水被害が発生する事が想定されることから、市の避難指示等の発令や住民避難に結びつく情報提供を行うこととしています。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-27

### 要旨

内水対策 白滝地区、東大洲地区、柚木地区の内水対策 排水ポンプ車による排水

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>内水氾濫により家屋浸水等の著しい被害が発生した地区については、内水の発生要因等を把握した上で、関係機関と連携し、支川の改修や排水機場の新設など総合的な内水対策を検討し、必要に応じて適切な対応を実施する予定です。</p> <p>大和・郷地区や上老松地区と同様の宅地かさ上げ事業を実施するためには、通常の連続堤方式等により改修を行う場合の事業費を上回らないなどといった条件が整わないと実施することは困難です。</p> <p>また、内水氾濫の状況に応じて、大洲河川国道事務所等に配備している排水ポンプ車を配備・稼働し、浸水被害を軽減するよう努めます。樋門設置箇所については、堤内・堤外ともに水位計を設置して水位を観測しております。</p> <p>排水ポンプ車による排水は、排水箇所よりも下流で被害を増大させない範囲で稼働させることとしています。排水箇所より下流の暫定堤防等から越水している場合、内水排除した水が下流の越水量を増やすことになるため、下流で越水している間は排水ポンプ車の稼動を中断することとしています。</p> <p>柚木地区の内水対策については、平成30年7月豪雨時の浸水被害の原因が、肱川本川の水位上昇前から旧嵩富川の上流で溢れていたという情報もあり、肱川本川の水位上昇に伴う内水氾濫か、調査し、対応を検討します。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-28

### 要旨

河道の掘削・維持管理 河口部の掘削 土砂の有効活用

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>河道掘削は、堤防の整備等を実施してもなお、目標流量である平成30年7月洪水と同規模の洪水に対して流下断面が不足する区間で、河川環境に配慮しながら実施するものであり、変更原案では肱川距離標6.0kmより上流箇所において河道掘削を予定しております。</p> <p>掘削に当たっては、普段水が流れていない高水敷を掘削し、洪水時に水が多く流れるように断面を確保する掘削を行う予定です。また、肱川下流域において、掘削に伴う塩水の浸入によるスジアオノリやハマサジ、クボハゼ等の絶滅危惧種への影響を回避するため、掘削面の高さを過去に観測した最高潮位以上としております。また、中上游部においては、平水流量程度の水位以上または平均河床高以上としており、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。掘削の範囲や断面等の具体的な方法については、河川整備計画策定後、詳細な設計を実施し、現地に適した構造を決定することとしております。</p> <p>なお、これまで流下能力を向上させる目的の河道掘削は実施していませんが、適宜、河道の維持のため、洪水後に局所的に堆積した土砂の撤去や河床整正は実施しています。</p> <p>河道掘削の発生土砂は、費用等も勘案しながら、公共事業等で有効活用できるよう検討していきます。</p> <p>河道掘削した箇所について、直轄管理区間については、事業実施箇所における効果の持続性を確認するために、学識者の助言を得て作成した「河川維持管理計画」に基づき、河川巡視や航空写真撮影、縦横断測量等により定期的にモニタリングを行い、洪水の流下に支障が生じないように、土砂の堆積、移動及び河床低下、樹木の繁茂等の河道状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら河道の掘削を実施することとしております。また、県管理区間については、パトロール・点検等により、現地状況の把握に努め、必要に応じて測量の実施を検討していきます。</p> <p>肱川河口長浜大橋付近においては、目標流量である平成30年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることができることから、今回の河川整備計画変更においては河道掘削を予定しておりません。</p> <p>都谷川と矢落川の合流点付近である矢落川の暫定堤防箇所においては、暫定堤防に隣接した河道内に旧堤が残っていたことから、平成30年7月洪水後にこの旧堤を撤去し、河道断面を広くしたところです。</p> <p>埋蔵文化財については、所管である県と相談し、試掘等の事前調査を行っています。整備計画の箇所についても、一部試掘調査を実施し、影響がないことも確認しています。今後事業を進めていく際にも、適宜事前調査を行い確認します。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-29

### 要旨

ソフト対策の推進　　自助による対応

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>防災教育や災害情報の共有等の取組については、平成30年5月に菅田小学校で風水害に関する試行授業を実施し、授業で使用した資料については、大洲市教育委員会に提出し、他の学校でも使用して頂くよう調整しております。また、関係機関と連携した防災訓練の実施や肱川河川防災ステーションでの防災学習会等も実施しております。今後も引き続き、関係機関と連携しながら肱川流域における防災教育や防災意識の向上のための取組を継続していくことのほか、避難勧告等の適切な発令の促進や避難確保計画の作成に関する支援、地域の社会経済活動への影響ができるだけ軽減するための事業継続等への備えについて、地方公共団体や企業等と連携しながら検討していきます。</p> <p>水防法・土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の防災上の配慮を要する方々が利用する施設）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されております。このため、「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」でとりまとめた「肱川の減災に係る取組方針」に基づき、避難確保計画の作成における支援を実施していく予定です。</p> <p>災害リスクを考慮したまちづくりや的確な避難、円滑な応急活動等のための事前の備えを進めるためには、対策の主体となる地方公共団体や住民等が、どの程度の発生頻度でどのような被害が発生する可能性があるかを認識しておく必要があります。</p> <p>水害の危険性を示す方法として、過去の浸水実績を電柱や公共施設に全国統一の標識を設置するなどもあり、今後も引き続き、地方公共団体や住民等と災害リスク情報の共有を図るとともに、地方公共団体が作成する洪水ハザードマップの作成や避難確保計画の作成における技術的支援を行い地域防災力の向上を図ります。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-30

### 要旨

地区毎の水害リスクの把握

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>国土交通省が公表している洪水浸水想定区域図を基に、浸水の可能性がある場所を把握していただくとともに、地方公共団体が公表している洪水ハザードマップにより避難場所を確認いただくなどして、いざというときに適切な避難行動をとることができるように備えていただくことが重要であると考えております。</p> <p>肱川では、平成30年7月洪水を受けて新たな取組の追加や見直しを行った「水防災意識社会」再構築における「肱川の減災に係る取組方針」に基づき、関係機関と連携しながら、肱川流域で発生しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持も含む「社会経済被害の最小化」のためのハード・ソフト対策を推進していきます。</p>	-

## ◆頂いたご意見-31

### 要旨

気象情報の精度向上

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>国土交通省では、国土技術政策総合研究所等と協働しながら、水災害(降雨・洪水・氾濫)の監視・予測の高度化に関する研究等を行っており、精度向上や改良・改善を継続的に行うなど、水災害における危機管理対応のさらなる高度化に取り組んでいくこととしています。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-32

要旨	
目標流量	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>平成30年7月洪水は、ダムによる洪水調節や県管理区間での氾濫がなかった場合の大洲地点の流量を6,200m<sup>3</sup>/sであると推定しており、この流量を変更原案の目標流量としています。</p> <p>変更原案の目標流量は、平成30年7月洪水と同規模の洪水として、野村ダム上流域で大量の雨が降った条件としています。小田川や河辺川などの流域で大量の雨が降る条件ではありません。</p> <p>河道整備の目標流量をダムの最大放流能力とした場合、ダムによる洪水調節をしていない流量となり、河道整備としては過大な目標となります。このため、河道整備の目標流量は、ダムによる洪水調節で流量を減じた後の流量としています。</p> <p>近年の頻発化・激甚化する豪雨を踏まえ、国土交通省では「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」を設置し、気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法等についての検討を進めています。</p> <p>肱川における気候変動を踏まえた治水計画の見直しについては、肱川流域にとってより良い計画となるよう、今後の技術検討会での検討結果等を踏まえたうえで検討を進めていく予定です。</p>	-

## ◆頂いたご意見-33

要旨	
民間残土の利用促進	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>県では、肱川の築堤材料については、他の公共工事の発生土を有効利用することで調整しており、現在のところ、民間残土を利用する予定はありませんが、築堤材の調達状況を見ながら検討したいと思います。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-34

### 要旨

野村地区の目標流量と現時点の流下能力

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>野村大橋から上流はダムに合わせて改修されていますが、野村大橋から下流が改修されていません。県では定期的な測量は行っておりませんが、変更原案における野村地区の目標流量は、野村ダムからの放流量1,000m<sup>3</sup>/sとダム下流の支川からの流入量を合わせて1,300m<sup>3</sup>/sと設定しています。</p> <p>西日本豪雨時の野村ダムの最大放流量は1,797m<sup>3</sup>/sですが、野村大橋地点の流量は確認できません。</p> <p>今回の整備計画見直しにより、西日本豪雨と同規模洪水を安全に流下させる河川整備を行うこととしていますが、河川整備が完了しても、計画規模以上の洪水は起こりうるため、早めの避難をお願いします。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-35

### 要旨

超過洪水に対応した対策

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>肱川では、平成30年7月洪水を受けて新たな取組の追加や内容を見直しした「水防災意識社会」再構築における「肱川の減災に係る取組方針」に基づき、関係機関と連携して取組を進めており、今後一層、市町による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の促進、ダムに関する有効な情報提供及び防災教育や防災意識の向上などの取組を推進していきます。</p> <p>災害リスクを考慮した減災対策の推進として、ダムにおいては、降雨量やダム流入量の予測精度の向上による防災強化に取り組むこととしております。</p>	-

## ◆頂いたご意見-36

### 要旨

河道内の倒木、ゴミの撤去

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
<p>河道内に散在するゴミについては、流水の阻害や河川美化、河川空間の利用において支障となるため、河川管理者として可能な限り撤去します。</p> <p>また、関係機関や地域住民等との連携による河川清掃を実施するなどの取組を実施していきます。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-37

### 要旨

河原の土質化

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
過去の河川水辺の国勢調査結果を確認すると、河原の状態は常に変化しており、従来河原だったところが草地化し、その後また河原に戻った箇所もあります。このため、一概に河原が土質化して、植物が成長しやすい環境となっているとも限りません。しかしながら、肱北河原などにおいて、地元ボランティア団体等と草地化した河原の復元を目指した清掃活動の実施や、愛媛大学との共同研究で、大洲床止め下流で草地化した植生が洪水時に流出しやすくなるよう、河底の一部を川の流れ方向に掘下げる試みも行ってきました。今後においても、河原の状態を注視しながら、適切な河川管理を実施する予定です。	-

## ◆頂いたご意見-38

### 要旨

樹木の伐採

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
樹木の伐採及び保全にあたっては、学識者に意見を伺いながら河川内及び川底の動植物の生育・生息・繁殖環境に配慮して実施することとしております。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-39

### 要旨

土砂堆積による生態系の変化

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
河道内の環境については、河川水辺の国勢調査に基づいた調査を継続的に実施しており、魚類や底生動物は、代表地点を大和橋、峠橋、大洲床止めと定めて調査しています。底生動物は、直近ではH25年度とH30年度（H30年7月洪水後）に調査をしており、確認された種類数に大きな変化はありません。魚類調査は、直近ではH24年度とH29年度に調査をしており、確認された種類数及び個体数に大きな変化はありません。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-40

### 要旨

#### 景観や水質の保全

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p>肱川本川及び矢落川のBOD等は一部箇所を除き概ね環境基準値を満足しております。</p> <p>鹿野川ダム、野村ダムでは、アオコの発生に対して、曝気循環施設等の設置によるアオコ発生抑制対策を実施しており、水質改善を行っています。これまでの取組によりアオコの発生は抑制されているものの、依然として夏場にはアオコが発生していることから、引き続きアオコの発生を抑制するための対策や、関係機関との連携により、一層の汚濁負荷の削減対策等を推進していきます。</p> <p>山鳥坂ダムについては、環境影響評価を実施しており、ダム建設前と比べ、水環境の影響が予測されていますが、選択取水設備の効果及び運用等の環境保全措置により、貯水池及びダム下流河川の水質の変化は小さいと予測されていることから、環境への影響はできる限り回避または低減されると考えています。また、富栄養化については、河辺川では山鳥坂ダム上流からの栄養塩の流入が小さいため、ダム建設前後で変化は小さいと予測しています。</p> <p>肱川では、洪水を安全に流下させるための堤防等の施設整備とあわせ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の向上を目指すことのほか、清流肱川を中心とした重要な観光資源（鵜飼いやいもたき、カヌー等水郷大洲の特色）や大洲市まちづくり計画とも連携した河道整備を進めています。</p> <p>大洲城下付近など中下流部における河道掘削の高さは、河川環境への配慮から平水流量程度の水位以上または平均河床高以上としており、通常、河川水が流れているところを掘り下げることとならない高さとしておりますが、河道掘削の実施場所によっては景観にも配慮するよう努めています。</p> <p>また、河道内の樹木群や瀬、淵などは、良好な動植物の生息・生育・繁殖環境を提供しつつ水と緑の織りなす豊かな自然景観を形成していることから、河川環境の保全とあわせ河川景観の維持に努めています。</p>	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-41

要旨	「変更原案の修正案」 記載ページ
流量の確保	
<p>四国地方整備局及び愛媛県の考え方</p> <p>渴水時の流量確保については、野村ダム、鹿野川ダム、山鳥坂ダムの3ダムで、大洲地点で概ね6.5m<sup>3</sup>/s（冬期は概ね5.5m<sup>3</sup>/s）鹿野川ダム直下地点で概ね6.0m<sup>3</sup>/s（冬期は概ね3.2m<sup>3</sup>/s）を確保します。 また、大洲地点の自然流量が平水流量程度以下となった場合には、3ダムで貯留せずに河川の自然な流れの回復を図ることとしています。</p>	「変更原案の修正案」 記載ページ

## ◆頂いたご意見-42

要旨	「変更原案の修正案」 記載ページ
富士橋の撤去について	
<p>四国地方整備局及び愛媛県の考え方</p> <p>富士橋の撤去については、如法寺地区が土砂堆積しやすい傾向となっており、更に水衝部となって橋自体が壊れやすい状況から、撤去すると大洲市役所から伺っています。</p>	「変更原案の修正案」 記載ページ

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-43

要旨	
JR矢落川橋梁	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
線路がある部分については、土堤形式の堤防で締め切ることは出来ません。平常時はJRの路線としての機能を果たし、出水時については、締切ができるよう開閉式の陸閘門を設置する予定です。	-

## ◆頂いたご意見-44

要旨	
浸透対策の進め方について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
堤防の浸透に対する安全性確保に向け、本年度より、これまでに堤防漏水が確認された箇所や既に浸透対策工を実施している区間及び新規に堤防を整備し、又は、かさ上げした区間において、詳細な堤防調査を実施していきます。	-
調査内容は、堤防（堤体及び基礎地盤）縦断方向の土層構成と変化の状況を確認するとともに、これまでの堤防漏水の発生状況や要注意地形など地形条件等も踏まえ、浸透に対して弱点となることが想定される箇所を抽出したうえで、詳細な堤防地質調査を実施していきます。	-
これらの調査結果をもとの堤防の点検を実施し、所要の安全性が確保されておらず、対策が必要となつた区間に対しては、浸透対策工事の詳細検討を実施し、優先度の高い区間から対策工事に着手していきます。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-45

要旨	
川に親しむ取組	「変更原案の修正案」 記載ページ
<p align="center"><b>四国地方整備局及び愛媛県の考え方</b></p> <p>7月7日の「川の日」は、河川について広く人々に理解と関心を深めていただこうと、国土交通省が平成8年度に制定したものです。その制定理由は、7月7日は七夕伝説の「天の川」のイメージがあること、7月が河川愛護月間であること、季節的に水に親しみやすいことで、従ってこの日には川に親しむ行事や活動が全国各地で開催されています。</p> <p>肱川では、洪水を安全に流下させるための堤防等の施設整備とあわせ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の向上を目指すことのほか、清流肱川を中心とした重要な観光資源（鵜飼いやいもたき、カヌー等水郷大洲の特色）や大洲市まちづくり計画とも連携した河道整備を進めています。</p> <p>鹿野川ダムでは、国際漕艇場の整備の予定はありませんが、ダム貯水池が地域における貴重な水辺空間として利用されるよう関係機関と連携して水環境の保全、河川利用の場としての整備を行う事としています。</p> <p>山鳥坂ダムでは、水源地域及び流域の住民、県・市町等の関係機関と広く連携し、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」の策定し、推進していく事としており、国としても積極的に支援する事としています。</p> <p>堤防壁面に絵などを描く、整備後の河川施設の利用方法については、西予市や地元住民から具体的な要望があれば検討していきます。</p> <p>柚木地区について、将来的に「かわまちづくり」の利用、景観も踏まえて、堤防整備を進めているところです。現状で河川を利用するためのアクセス道もあり、堤防が完成しても同じようにアクセスできるようになります。地元の市民、観光客がどういう形で利用するかというところを踏まえ、学識者の意見も取り入れ、計画を進めていきたいと考えております。</p>	
川に親しむ取組	

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-46

要旨	
自転車専用レーンの整備	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
現在のところ、堤防整備により自転車専用レーンを妨げるようなところはありません。今後も、かわまちづくりの結果を踏まえ、関係機関と連携して対応したいと考えております。	-

## ◆頂いたご意見-47

要旨	
親水行事箇所の整備	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
如法寺地区の堤防整備においては、現状で河川へのアクセス道の有無のほか地域住民の方々の今後の河原利用の形態等についても調査を行い、必要に応じてアクセスや親水機能を維持するための対応を実施します。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-48

要旨		
地表地質図の更新		
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
変更原案P5の地表地質図は最新版に差替えします。	本文P5	<p>P5の図の差替えに伴いP4の30-37行目を修正</p> <p>流域の北部に位置する三波川帯は、白亜紀の高圧変成岩類からなる地質体で、<b>苦鉄質片岩</b>（緑色片岩）及び<b>泥質片岩</b>（黒色片岩）が広く分布する。この三波川帯の地質構造により、大洲盆地の肱川の曲流が形成されている。また南部には斑れい岩や<b>凝灰角礫岩等</b>が特徴的に分布するゾーンがあり御荷鉢緑色岩類と称されている。秩父累帯はジュラ紀付加コンプレックスからなり、砂岩・泥岩・チャート・玄武岩・石灰岩が分布する。砂岩および泥岩は全体として泥岩優勢で混在岩を形成し、チャートや玄武岩・石灰岩など礫・岩塊とともにメランジュを構成している。四万十帯は、白亜紀付加コンプレックスからなり、<b>砂岩・泥岩・砂岩泥岩互層が流域の南端部にわずかに分布する。</b></p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-49

要旨		
市町村合併を考慮した産業比率		
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
変更原案P8の土地利用及び産業は、肱川流域内として記載します。	本文P8	<p>大洲市、西予市、内子町の2市1町で整理する。</p> <p>関係市町※3の産業は、第1次産業約17.8%、第2次産業約20.7%、第3次産業約61.5%であり、第1次産業及び第2次産業で高い比率を示すのは内子町であり、第3次産業の比率が高いのは大洲市、西予市となっている。</p> <p>※3 関係市町：旧中山町及び旧広田村は市町村合併後、伊予市及び砥部町の産業の比率が含まれるため除き、ここでの関係市町は大洲市、西予市、内子町の2市1町とする。</p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-50

要旨

学識者会議への参加

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
パブリックコメント、公聴会で住民の皆様から広くしっかりとご意見をいただき整備計画変更案に反映することとしています。	-

## ◆頂いたご意見-51

要旨

住民説明会について

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
住民説明会の開催については、新聞への掲載や新聞折込チラシでの周知のほか、大洲河川国道事務所、四国地方整備局のホームページでも周知しました。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-52

要旨		
洪水被害の検証とそれに対応する対策		
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
変更原案P12に平成30年7月洪水における浸水戸数や浸水面積を記載しておりますが、当該洪水の人的被害も記載します。	P12 11行目	<p>浸水面積約70haに及び、豪雨による人的被害は9名（土砂災害も含め、大洲市4名、西予市5名）の方が亡くなられた。</p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

## ◆頂いたご意見-53

要旨	
県管理区間の直轄化	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
肱川は、河川法の規定により国管理区間においては国土交通省が、また、指定区間である県管理区間ににおいては愛媛県がそれぞれ責任をもって管理しており、肱川を一括して国土交通省が管理する方針はありません。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-54

### 要旨

文言の統一 文言の適正化

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
文言について、「施工」、「施行」の使い分けを確認し、修正します。		<p>【本文の修正】</p> <p>以下のように使い分ける</p> <p>工事の実施を意味する箇所 →施工</p> <p>工事を実施する場所を指す →施行</p>

## ◆頂いたご意見-55

### 要旨

地区名の適正化

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
P14の写真の説明において、地区名と河川名が混在していたことから、地区名で統一することとします。	P14左下 写真	<p>久米川浸水状況 ⇒ 西大洲地区浸水状況</p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-56

### 要旨

写真の更新

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
P138の図4.3.1において、大洲城を示す写真が古いものを使用していましたので、差替えします。	p138図 4.3.1	図中に使用している4枚の写真について、すべて差替え

## ◆頂いたご意見-57

### 要旨

河川名の適正化

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」記載ページ
河川法第9条第2項の規定により指定を受けている河川名は、船戸川です。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-58

要旨	
住民への説明	「変更原案の修正案」記載ページ
四国地方整備局及び愛媛県の考え方 河川の工事を具体に実施する際は、関係機関及び地元住民に対して十分に説明を行いながら、適切に実施していきます。	-

## ◆頂いたご意見-59

要旨	
仮置土	「変更原案の修正案」記載ページ
四国地方整備局及び愛媛県の考え方 現在、河道内に仮置きしている土砂については、工事実施中の暫定的な措置です。大規模な出水が予想される場合には、事前に撤去するなど、流下阻害にならないよう対応することとしています。	-

# 1.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

## ◆頂いたご意見-60

要旨	
砂利採取	
<p style="text-align: center;">四国地方整備局及び愛媛県の考え方</p> <p>昭和40年代以降の砂利採取規制が強化され、砂利採取が行われていませんが、近年の砂利採取の規制緩和により、砂利採取業者等による砂利採取も視野に入れて、河床・砂州の適正な土砂管理を実施することも検討していきます。</p>	<p style="text-align: right;">「変更原案の修正案」 記載ページ</p> <p style="text-align: right;">-</p>

## ◆頂いたご意見-61

要旨		
記載方法の適正化		
<p style="text-align: center;">四国地方整備局及び愛媛県の考え方</p> <p>目標流量等について分かり易く説明できるよう変更原案を修正します。</p>	<p style="text-align: center;">「変更原案の修正案」 記載ページ</p> <p>はじめに</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容</p> <p>目標流量、洪水調節容量及び河道配分流量を棒グラフにした資料を追加する。</p>

# 令和元年9月27日に公表した「西予市野村地区における河川工事の内容を修正した変更原案(修正)」に対する意見とその対応

※頂いた意見のうち、西予市野村地区の区間に関する河川工事の内容の修正（9月27日公表の変更原案（修正））に係るものではない意見については、回答を差し控えさせて頂きます。

## 2.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

### ◆頂いたご意見-1

要旨	
整備内容について	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方 「変更原案の修正案」 記載ページ	
<p>今回の修正では、西予市まちづくり復興計画と調整し、引堤及び掘削により計画高水位を下げる計画としており、平成30年7月豪雨と同規模洪水を安全に流下させることとしておりますのでご理解をお願いします。流量については、修正前後ともに野村大橋地点で1,300m<sup>3</sup>/sを安全に流下させる計画としております。</p> <p>河川改修後の横断面の形状については、西予市の復興まちづくり計画とも調整しながら、詳細設計により検討していくこととなります。</p> <p>線形については、三島橋付近より上流を数m程度の引堤幅としており、緩やかに摺り付けを行うこととしております。下流については野村大橋付近の引堤により線形不良を改善する計画としております。</p> <p>野村大橋については大きく桁下高が変わることがないと考えておりますが、詳細は今後検討していきます。</p> <p>整備においては、流下能力向上が見込める河道掘削を先行して行い、早急な流下能力確保を図ることとしております。</p> <p>河川の事業費としては、修正前後ともに約20億円の総事業費となっております。</p>	-

## 2.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

### ◆頂いたご意見-2

要旨	
事業範囲について	
<p style="text-align: center;">四国地方整備局及び愛媛県の考え方</p> <p>具体的な用地買収の範囲は、現在進めている詳細な測量設計で決定していくこととなり、随時情報提供していくので、ご協力をお願いします。 用地補償費については、県の基準に基づき算定することとなります。</p>	<p style="text-align: right;">「変更原案の修正案」 記載ページ</p> <p style="text-align: right;">-</p>

### ◆頂いたご意見-3

要旨	
住民への説明について	
<p style="text-align: center;">四国地方整備局及び愛媛県の考え方</p> <p>今回は、河川改修にかかる大幅な計画変更のため、変更原案（修正）について公表し、住民説明会とパブリックコメントにより地域住民の方から意見をお聴きしていますのでご理解頂きますようお願いします。</p>	<p style="text-align: right;">「変更原案の修正案」 記載ページ</p> <p style="text-align: right;">-</p>

## 2.主なご意見に対する四国地方整備局及び愛媛県の考え方

### ◆頂いたご意見-4

#### 要旨

維持管理について

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
日常のパトロール等により現地状況の把握に努め、必要な河床掘削を行い適切な維持管理を図って行きます。	-

### ◆頂いたご意見-5

#### 要旨

その他

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	「変更原案の修正案」 記載ページ
県では、想定最大規模も含めた浸水想定区域を公表しておりますので事前にご確認頂くとともに、河川水位、ダム放流、避難勧告等の情報収集により、早目の避難をお願いします。	-